

サッカー3級/フットサル3級の審判員資格認定要項

公益財団法人東京都サッカー協会審判委員会

公益財団法人日本サッカー協会（以下、日本F A）の審判員資格昇級規定に基づき、公益財団法人東京都サッカー協会（以下、東京F A）審判委員会におけるサッカー3級審判員（以下、S 3級）及びフットサル3級審判員（以下、F 3級）の資格認定に関する要項を以下の通り定める。

1. 資格の認定を受けるための条件

(1) 4級資格認定・登録期間

サッカー4級（以下、S 4級）/フットサル4級（以下、F 4級）の審判員として資格認定を受け登録されてから6ヶ月を経過した者で、現在引続き資格が日本F Aに登録されている者。
(認定審査を受ける時に、資格が年度登録されていることが必要)

(2) 試合実績

① S 4級

S 4級としての審判実績が主審と副審の合計15試合以上で、その実績の中に主審の審判実績が8試合以上、副審の審判実績が5試合以上であること。（主審と副審の審判実績数は、両方の条件を必ず満たしていること）

② F 4級

F 4級としての審判実績（主審または第二審判）が15試合以上であること。

③ S 4級/F 4級共通の条件

- ア 審判実績は、審判員として登録されていた年度（期間）のものを審査の対象とする。
- イ 審判実績として審査する試合は、公式戦・練習試合・紅白試合などのいずれでもよい。
- ウ 審判実績として審査することのできる試合は、サッカー/フットサルそれぞれの競技規則に則って行われた試合でなければならない。ビーチサッカー等は対象とはならない。
- エ 1日の審判実績は2試合までを審査の対象とする。

2. 資格認定のための審査

(1) 講習会開催予定 ※緊急事態宣言・まん延防止等重点措置・コロナウイルス感染状況によってはこの限りではない

- ① S 3級資格認定講習会は、年5回（1月、3月、5月、7月、11月）予定
- ② F 3級資格認定講習会は、年2回（3月、7月）予定

(2) 受講申込

認定を受けようとする者は、自身の審判登録番号・ログインパスワードを利用して日本F A審判登録Web サイト（以下、“Kickoff”）にログインし、「昇級講習会」申込みメニューからS 3級/F 3級の資格認定講習会の申込みを行う。また同時に受講費用の支払手続きを“Kickoff”にて行い、期日までに費用を納入する。

■ログインすることができないケース

- ・当該年度の審判員として資格が登録されていない（審判証の登録年度を確認する）
- ・使用しているコンピュータ/携帯電話の接続環境がシステムの推奨環境ではない

(3) 昇級認定講習(審査)会受講 ※緊急事態宣言・コロナウイルス感染状況によってはオンライン審査会を実施する

- ・上記2. (2)の手続きを期日までに完了した者は、申込みを行った講習会を受講することができる。
- ・講習会では上記1. に規定された認定講習受講条件の審査、体力テスト、筆記テストを行い、これらすべての合格者に対して講義及び審査を行う。
- ・受講の際は、当該年度の審判証及び審判実績を提出しなければならない。受講当日にこれらを提出できない者や審査することができない場合は不合格とする。

(4)体カテスト ※緊急事態宣言・コロナウィルス感染状況によっては自主測定の場合がある

①S3級

S3級認定では体カテストとして75m+25mのインターバル走を実施し、75mは25秒以内、25mは30秒以内で、24回以上連続で走ることが合格の基準とする。

②F3級

F3級認定では体カテストとして1000m走、アジリティテスト(30m)、スピードテスト(10m)を実施し、1000m走は5分30秒、アジリティテストは26秒、スピードテストは14秒を合格基準とする。

(5)筆記テスト

- ① 筆記テストは45分程度の問題で、基準点を上回った者を合格とする。
- ② 出題内容は「審判員として、1つの試合を競技規則に基づいて進めることができる」力を確認するためのものである。

(6)講義と審査

- ① 認定講習受講条件の審査、体カテストおよび筆記テストに合格した者に対して、認定講習会の日に講義と審査を行う。この中では、「審判員としての適性」や「審判員としての行動規範」についての講義や審査を行う。
 - ② F3級認定では、認定講習会の日に、体カテストおよび筆記テストを実施する前後で、講義と審査を行う。この中では、「審判員としての適性」や「審判員としての行動規範」についての講義や審査を行う。
 - ③ 認定講習会は1日コースで行われる。認定を希望する者は、講習会の全カリキュラムを履修しなければならない。
- ※ 以上の審査結果を総合的に判断し、S3級/F3級の資格認定を行う。
- ※ 認定された者は、登録関係費用を納入することでS3級/F3級の審判員として登録される。

3. 資格の登録期間

資格が認定・登録された者のその登録期間は次の通りとする。

- ① 毎年4月から12月の資格認定審査を受講し、資格が認定・登録された者

→ 資格が認定・登録された日からその年度末日(3月31日)まで

- ② 毎年1月から3月の資格認定審査を受講し、資格が認定・登録された者

→ 資格認定講習会を受講した日の次の年度の4月1日から3月31日まで

4. 資格認定のための関係費用

(1)認定講習(審査)受講料

資格の認定を受けようとする者は、“Kickoff”での受講申込み時に、次の受講料を支払わなければならない。

【資格認定審査受講料】 S3級 3,000円 / F3級 3,500円

(2)登録関係費用

資格審査に合格した者は、“Kickoff”を利用して次の登録料の合計額を納入する。登録料が納入されたことを東京FAが確認し、資格認定の承認がされると、S3級/F3級として資格が登録される。

【登録料】 日本協会登録料 3,000円(ユース制度適用者は1,000円)
関東協会登録料 300円(S3級のみ。F3級は0円)
東京協会登録料 2,000円

5. その他

- ・ S3級/F3級の資格認定講習会の受講案内は“Kickoff”に掲載してあるので、各自で受講可能な講習会を選択し、“Kickoff”から申込みをすること。

【問合せ先】 〒113-0033 東京都文京区本郷3-10-15JFAハウス6F (公財)東京都サッカー協会審判委員会 以上